

集団暴走行為の検挙に関する調査結果

現在、暴走族による集団暴走行為（注1）については、道路交通法（以下「法」という。）第68条（共同危険行為等の禁止）の規定を適用して検挙に当たっている。

法第68条違反による集団暴走行為の検挙に関して行った調査の結果は次のとおり。

1 集団暴走行為の捜査には相当な長期間を要している

- (1) 暴走行為を行っていた集団のうち、1人目の被疑者を検挙するまでに要した期間（注2）

平均 42.9 日（現行犯逮捕がなされなかった事案では平均 50.8 日）

9.9%では1人目の検挙のみで3か月（90日）以上を要していた

- (2) 暴走行為の発生から法第68条違反による捜査の終結までに要した期間（注3）

平均 168 日（約5ヶ月半）

2 被迷惑者が必要であることが集団暴走行為としての検挙の支障となっている

暴走行為を法第68条違反で検挙しなかった理由（注4・注5）

- ・ 取締りの現場に被迷惑者がいなかった ... 49.0%
- ・ 捜査に被迷惑者の協力を得られなかった ... 17.4%

注1） 「集団暴走行為」とは、並進等している2台以上の自動車又は原動機付自転車の運転者が共同して行う信号無視、蛇行走行、広がり走行等をいう。

注2） 平成14年及び15年上半期に法第68条違反により検挙した345件を調査。法第68条に限らず、何らかの違反によって1人目の被疑者を検挙するまでに要した期間を調査。

注3） 平成15年上半期に捜査が終結した旨の報告がなされた76件を調査。

注4） 「被迷惑者」とは、迷惑を被った者や危険に遭った者をいい、例えば、暴走行為によって進路を妨害されたり、急ブレーキを余儀なくされた自動車の運転者等が当たる。

注5） 平成14年1月から15年8月までに確認した155件をサンプル調査。主な理由は、 繁華街、市街地等であったが、夜間であったため被迷惑者が現場に存在しなかった（31.6%）、被迷惑者は存在したが捜査に協力が得られなかった（17.4%）、 暴走行為が山間部、郊外等で行われたため被迷惑者が現場に存在しなかった（17.4%）、など。